

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	0604000254057
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	栃木市祝町字窪田			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
124番3	田	52		124番から分筆 〔昭和40年1月6日〕	
余白	雑種地	余白		②昭和40年5月1日変更 〔昭和40年5月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和42年8月9日 第6979号	原因 昭和42年4月23日相続 所有者 栃木市新井町548番地 野 原 威 保 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日
2	所有権移転	平成21年10月5日 第12384号	原因 平成21年6月7日相続 所有者 栃木市新井町1031番地8 野 原 保
3	所有権移転	令和8年5月28日 第7181号	原因 令和8年5月15日贈与 所有者 東京都練馬区土支田五丁目18番5号 増 田 菊 次



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(宇都宮地方法務局栃木支局管轄)

令和8年6月12日

東京法務局練馬出張所

登記官

小 松 済

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K22897 (- 1 / 1)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	0604000254062
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	栃木市祝町字窪田			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
124番8	宅地	22	77	124番6から分筆 〔昭和40年7月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和42年8月9日 第6979号	原因 昭和42年4月23日相続 所有者 栃木市新井町548番地 野 原 威 保 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日
2	所有権移転	平成21年10月5日 第12384号	原因 平成21年6月7日相続 所有者 栃木市新井町1031番地8 野 原 保
3	所有権移転	令和8年5月28日 第7181号	原因 令和8年5月15日贈与 所有者 東京都練馬区土支田三丁目18番5号 増 田 菊 次



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(宇都宮地方法務局栃木支局管轄)

令和8年6月12日

東京法務局練馬出張所

登記官

小 松 済

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K22898 (- 1/1)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	0604000254063
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	栃木市祝町字窪田			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
124番9	宅地	22	77	124番7から分筆 〔昭和40年7月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和42年8月9日 第6979号	原因 昭和42年4月23日相続 所有者 栃木市新井町548番地 野原 威保 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日
2	所有権移転	平成21年10月5日 第12384号	原因 平成21年6月7日相続 所有者 栃木市新井町1031番地8 野原 保
3	所有権移転	令和8年5月28日 第7181号	原因 令和8年5月15日贈与 所有者 東京都練馬区土支田千丁目18番5号 増田 菊次



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(宇都宮地方法務局栃木支局管轄)

令和8年6月12日

東京法務局練馬出張所

登記官

小 松 済

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K22899—(1/1)